

二 原告らの被害事実

1 原告朴<sup>ハク</sup>■■■■の事情

(1) 原告朴■■■■（以下本項では同人を「原告」という）は一九三〇年四月二三日生まれである。一九四四年春、原告が一三歳で晋州の吉野公立国民学校五年生だったとき、担任の影山先生という三〇才前後の女の先生が勤労挺身隊として富山に行くことを原告に勧めた。先生は工場の設備や待遇も良いし学校に行くこともできると言った。先生は背が高く成績の良い子を選んで勧めていたようだった。両親は日本に何をしに行くのかと心配したが、原告は先生の言葉に従って日本に行くことにした。先生から可愛がられていた原告は先生の言うことなら何でも聞く子だったし、先生から挺身隊に行くことは「愛国すること」と言われ、国のためには行かなければと思った。

(2) 原告の学校からは四人が勤労挺身隊に行くことになり、親が付き添って学校に集まり晋州駅に行った。親は駅での見送りに許されず、学校から家に帰って行った。晋州駅には約五〇名が集まり不二越から派遣された日本人が引率して釜山まで列車で行った。釜山では大邱か

ら来た五〇人と馬山から来た五〇人に合流した。すべて女性ばかりで年長の者は二二〜三歳、一番若いもので一三〜四歳だった。釜山から連絡船で下関に行き一泊して列車で富山に行った。

(3) 原告らが働かされたのは不二越鋼材工業株式会社富山工場である。同社は一九二八年一月二日設立され、一九三九年一月一七日の軍需工場動員法公布後海軍指定工場となり、軍需会社法（一九四三年一月三十一日公布・一九四四年一月六日施行）により軍需会社の指定を受け、不二越富山工場は他の不二越の工場とともに軍需大臣および海軍大臣の所管となった。

(4) 朝鮮から来た勤労挺身隊は飛行機の部品を作らされたが、原告は体が弱く旋盤ができないので、箸のような金属棒を切るターレットという機械を担当させられた。これは回転する金属棒をバイドという刃を梃子を使って人力で下ろして切断するもので、一日のノルマは六〇〇〇〜八〇〇〇本と決められ、終わらないときは残業させられた。朝六時に起床し、八時に始業、夜まで働かされた。夜間作業で居眠りをしている係長に「ばかやろう」と怒鳴られたこともある。金属棒の熱い

切り脣が指に刺さり二回手術した。同僚で同じ怪我をした人は沢山いる。旋盤を担当した人はもつと酷い怪我をしていた。

(5) 寄宿舍は一部屋一〇畳で一〇人が同居し、朝はお碗に半分の豆入りご飯とみそ汁、昼は工場の食堂でご飯と沢庵に時々みそ汁がついた。夜は蒸しパンが出たこともある。ともかく食事が足らず、いつも腹を減らしていた。家から小包で送ってきたきな粉で飢えをしのいだこともある。宿舎に生えている生芹を食べ下痢をしたこともある。日曜日は休みだったが、工場の出口には憲兵が立っていて外に出ることは出来なかった。病院に行ったとき以外は外出したこともない。もちろん学校に行くことなど全く不可能だった。

(6) やがて空襲がひどくなり、毎晩防空壕に逃げ込むようになった。原告は空襲が恐ろしくて精神的に参ってしまい、一日入院したこともある。結局工場が疎開することになり、原告らは一九四五年五月に富山から清津に渡り沙里院まで連れて行かれて待機することになった。そして七月に一時帰宅してもよいことになり、切符をもらって晋州に帰りそこで解放を迎えた。

(7) 富山で一番つらかったことは、腹が減ったことと母と会いたかったことである。給料は不二越が貯金して最後に通帳を貰う約束だったが現在までもらっていない。不二越からは一円の給料をもらうどころか家から持っていった金まで預けさせられ、用途を申告して使っていたが残りは返してもらっていない。結局不二越からもらったものは作業服と手拭いと下駄だけである。

(8) 原告は学校の先生に勤労挺身隊に行けば上級学校に進学できると教えられ、勤労挺身隊に行くことが「愛国」の道であると信じて僅か一三歳で日本に行き、腹を空かせ、母とも会えずに働かされ、賃金も受けとれず、病だけ残され悔しくてたまらない。原告をこのような目に合わせた日本国に謝罪と賠償をしてほしいと考えている。

2

原告李<sup>イ</sup> ■ ■ ■ ・姜<sup>カ</sup> ■ ■ ■ ・鄭<sup>ヂン</sup> ■ ■ ■ の事情

(1) 原告李 ■ ■ ■ は一九三一年四月二一日、同姜 ■ ■ ■ は一九三〇年一二月一二日、同原告鄭 ■ ■ ■ は一九三一年一月九日に生まれた（以下本項では右の三名を「原告ら」という）。

(2) 原告らが一二〜一三歳で、釜山の有楽国民学校六年生になったばかりだった一九四四年の四月、それぞれの担任の先生に勧められ勤労挺身隊として動員された。原告らの学校からは六年生五人が勤労挺身隊に行った。そのうち一人は帰国後死亡し、一人は消息不明、残りの三人が原告らである。

(3) 原告李■に勤労挺身隊に行くことを勧めたのは担任の岡■という三〇歳ぐらいの日本人の男の先生である。岡先生は日本の工場に行けば給料もよいし勉強させてもらえる、これからどうせ皆行くことになるのだから早く行ったほうがよいと言った。両親も反対したし原告李■も行きたくなかったが、どうせ皆行くことになるかと先生が言うので行くことにした。後で行かない人もいることが分かり後悔した。

(4) 原告姜■に勤労挺身隊に行くことを勧めたのは担任の斉藤■という日本人の女の先生だった。原告姜■はこの先生がどんな先生だったかも今は覚えていない。

(5) 原告鄭■に勤労挺身隊に行くことを勧めたのも担任の斉藤■先生だった。先生は挺身隊に行けば勉強もさせてくれるし待遇もよい、

給料も良いし寄宿舎もよい、第二次も行くが第一次の方が待遇がよいと言った。当時は先生と言えば神様と同じで担任の先生が言うことは全て信じた。担任の先生が日本人だったからなおさら信頼した。父母は泣いて反対したが、原告鄭■■■は先生の話は聞かなければいけないと思った。満期は二年という話は聞いていたが二年という歳月の実感はなかった。解放後釜山に帰ってみると斉藤先生はもう居なかった。

- (6) 出発の日原告らは学校に集まり先生が引率して 州洞の旅館に行き、そこで一泊して連絡船に乗った。旅館には鎮海、馬山、釜山市内など慶南西部一体から集められた人々が集まっていた。その数は約一〇〇人で、全て一二歳から二〇歳位の女性だった。翌日検疫所に行き、裸になって消毒水の風呂に浸かってから連絡船に乗った。翌朝下関に着き、すぐに汽車に乗って連れて行かれたのは静岡県沼津市大岡村町の東京麻糸会社という工場だった。朝鮮では二年満期という話は聞いたが行先は聞いていなかった。沼津の駅前には楽隊が来て歓迎式をして、三〇分位歩いて工場に行った。他からも若い女ばかり沢山来ていた。
- (7) 原告らが従事させられたのは飛行機の翼に使う麻糸を巻く仕事だっ

た。綿状になった麻の繊維を電気で回る心棒に巻き付け、糸が切れたらつなぐ作業で、一人が三台の機械を担当した。原告李■■■と同姜■■■は朝六時起床で七時始業、夜の六時半ころまで働かされた。「見回り」という日本人の女性が作業を監督していた。原告鄭■■■の勤務は一週交代で早番の週と遅番の週があり、早番の週は朝四時半に起床し寄宿舎全体の掃除と食事をして七時から午後二時まで働き、遅番の週は七時に起床し午後二時から夜の九時か一〇時まで働いた。六〇歳位の日本人の男性の監督が怒鳴られ怖かったことを覚えている。

(8) 寄宿舎は十人一部屋で十畳位の部屋で舎監は朝鮮人の女性だった。高い塀があって外出許可がないと外出でなかった。原告李■■■は天野さつ子さんという同じ工場で働く日本人の女性が可愛がってくれて、家に連れて行ってくれた。このまま日本に居なさいと言われたこともなる。

(9) 食事はサツマイモのご飯が主で、ともかく量が少なく何時も腹を空かしていた。朝鮮でも粗食だったが腹が減ることはなかった。

(10) 原告らは腹がへっているの一日中立って仕事をするのがつらく、

眠たく、父母にも会いたくて、毎日泣いていた。仕事中や寄宿舎で泣きながら左のような数え唄を歌った。

一つとや、人も知らない静岡の、静岡の、麻糸会社は籠の鳥

二つとや、二親別れて来てからは、来てからは、二年満期は勤めま  
しょう

三つとや、皆さん私の事情を見て、事情をみて、哀れな女工さんと  
見ておくれ。

四つとや、夜は三時半に起こされて、起こされて、（以下不明）

五つとや、いつも見回り言うとおおり、言うとおおり、心棒遅れず綿を  
取れ

六つとや、向こうに見えるは沼津駅、沼津駅、乗ってゆきたい故郷  
に

七つとや、長い間の散る涙、散る涙、流しているのは国のため

八つとや、山中育ちのわたしでも、わたしでも、会社の芋飯食い飽  
きた

九つとや、ここで私が死んだなら、死んだなら、さぞや二親嘆くで

しょう

十とや、とうとう二年の満期が来、満期が来、明日はうれしい汽車の窓

(11) 一九四五年になると空襲がひどくなって工場にも爆弾が落ち、B 29 が来ると作業を中断して防空壕に避難するようになった。原告らは恐ろしくて夜も眠れず震えていた。やがて工場が疎開することになり、田舎の工場に移ったが、そこも空襲を受け、戦闘機に機銃掃射された。そうするうちに日本が負けて戦争が終わった。

(12) 原告鄭■■は、解放後芋で食いつないでいたが、誰かに引率されて新潟に行き船で釜山に帰ったことを覚えていいる。家の前まで帰って恥ずかしくて家に入れないでいると、近所の人が家に引き入れてくれた。家に帰ったときはもう晩秋になっていた。母は原告の帰りを毎日港で待っていたという。乞食のようになって帰ったと言って父母が悔しがって泣いていた。

(13) 原告李■■はどうやって釜山まで帰ったのかよく覚えていないが、原告鄭■■等と一緒に帰ってきた。釜山で下駄の鼻緒が切れ、それを手

にぶら下げて「オンマー（お母さん）」と言って家に入ったことを覚えて  
いる。

(14) 原告姜■■は空襲で転んで怪我をして足が腫れていたためか、工場  
の疎開先で他の人達が帰国したとき何故か取り残されてしまい、道で  
あった朝鮮人に頼んで連れて帰ってもらった。下関まで汽車、そこか  
ら船で釜山に戻り父に迎えに来て貰った。父に負われて着の身着のま  
まで家に帰った。他の人達より遅れて帰ったので母は大変心配してい  
た。

(15) 原告らは誰も賃金を一銭ももらっていない。賃金は貯金しておいて  
帰るときに渡すと工場長が言っていたが、約束は守られなかった。も  
ちろん工場から学校に行ったり勉強したりすることもできなかった。  
それどころか小学校も卒業しないままになってしまった。

(16) 原告らは年端も行かない時代に日本に連れて行かれ、親と離れて寂  
しい思いをしながら腹を減らして働かされ、賃金も貰えず、空襲で恐  
ろしい目にあわされ、今でも悔しくてたまらない。日本国に心からの  
謝罪と賠償を求めたいと思っている。

## 原告李順徳の事情

(1) 原告李順徳（以下本項では同人を「原告」と言う）は一九一八年陰曆一〇月二〇日、全羅北道裡里郡の農家で生まれた。父母と弟の四人家族で育ったが、家は小作地も無く他の農家の賃仕事で生計をたて、貧窮をきわめていた。原告は一度も学校に行ったことがなく近所の手伝仕事をしていた。

(2) 一九三七年の春、原告が一九歳のとき、空腹を癒すため畑でヨモギを摘んでいたら、三、四〇歳位の見知らぬ男に声を掛けられた。男は「そんな事をしているよりも、自分についてくれば、腹一杯食べられるし、靴も買ってやる。」と誘い、原告の腕をつかんでどんどん引張って行った。当時原告は男に会うと恥ずかしくて話をするどころか目を伏せて顔も見ないようにしていたので、恐ろしくて抵抗する事もできなかった。それでも「両親に会ってから」と頼んだが、「夕方までに着かなくてはならない。」と裡里駅近くの旅館に強引に連れて行かれてしまった。どこに行って何をするのか何の話もなかったし、一

銭の金も貰わなかった。

(3) 旅館には原告を含めて一五人の若い女が集められていた。女たちは他の村の人ばかりで顔見知りはいなかった。原告を連れて行った男はその場でいなくなり、後は日本人の男九人が見張りをしていた。全員国防色の服を着た男達で軍人のようだった。原告は旅館で一泊させられ、翌日の夜裡里駅から汽車に乗せられた。乗せられた車両には一五人の女と九人の日本人の男以外には誰も乗っていなかった。食事は握り飯をもらったが、逃げられないように監視され、外に降りる事もなく三日間汽車に乗り続けた。どこに行くのか何をするのか何も分からないまま車中で三泊して、次の朝に汽車から降ろされた。そのとき日本人の男が「ここが上海だ」と大きな声で言ったので上海に連れてこられたことが分かった。そこからトラックに三時間程乗せられ日本軍の大きな部隊の駐屯地に連れていかれた。

(4) 部隊のはずれに小屋のような汚い家があちこちにあり、原告らはそこに一人ずつばらばらに入れられた。そこでまず軍服と下着をあてがわれ、血液検査をされ、「六〇六号」と言われる強い匂いの注射を手

の静脈に打たれた。原告はそのときもまだ自分が何のために連れてこられたか全く理解できなかった。

(5) 一週間後指導軍人がやって来て「客を取れ」と言った。原告はそこで初めて自分が慰安婦をさせられることに気付いたが、もう手遅れだった。その日の中に一五人の客が来て原告を犯した。原告は抵抗しようとしたが、起き上がると殴られ、蹴られるので、横になって男たちにされるままになっていた。

(6) その日から原告の慰安婦としての生活が始まった。相手は全て日本の軍人で、土曜と日曜には一般の兵士が一五人から二〇人来た。平日には一日一人か二人の将校が来た。正月の一日だけが休みで、他に休みは全くなかった。将校の中には泊まって行く者も多かった。給料は無く、たまに将校がチップを呉れたが、それも「紹介人」といわれる日本人にとられてしまった。病気の時は注射をしてくれたが休むことはできなかった。食事は軍隊の食堂ですが、食事の時間に客がいると食事もできなかった。慰安所には一五人程の慰安婦がいたが、すべて朝鮮の裡里から連れてこられた人で日本人や中国人はいなかった。

基地の回りには中国人や朝鮮人も住んでいるようだったが、原告らは鉄条網で囲まれた基地の中から一步も外出する事が許されず自分が何処にいたのか詳しいことは今も分からない。

(7) 連行された当時原告はまだ初潮がなかった。二〇歳の時生理が始まりほぼ順調にあったが妊娠はしなかった。サックは将校だけが使い兵隊は使わなかったが、いつもバケツに消毒液を入れてありそれで洗浄するように言われていたので妊娠しなかったのかも知れない。生理の時も休むことが許されず、ゴムシートを布団の上にひいてさせられた。生理のときだけサックを使う兵隊もいた。

(8) 軍人からはよく殴られた。原告が言葉が分からないので、何か言われてもわからずにいると「言うことを聞かない。相手の仕方が悪い。」と殴られた。ある日佐藤という将校が翌日自分が訪れる時間を指定して予約した。ところがその時間になっても前の客が帰らず佐藤が来てしまった。佐藤は大声で怒鳴って戸を開けさせ、自分と約束しているのに何故他の男と寝ているのかと原告を責め立て、軍靴で原告の腹を力任せに蹴り上げ、銃剣で背中を殴った。原告の腹は破れ約一週間

起きることもできなかつた。腹と背中の中は今もはっきりと残っていて、背中は今でも痛み動きが不自由である。

(9) 結局原告は一九四五年の解放の日まで慰安婦をさせられた。ある日将校が突然「朝鮮へ帰れ」と言った。どうしてかと聞いても「お前たちは朝鮮に帰ることになったのだ」と言うだけだった。原告には日本が戦争に負けたことが全然分からなかつた。原告は基地のまわりに住む朝鮮人達について石炭車に乗って故郷に帰ってきた。

(10) 帰ってみるとすでに両親は死んでいて弟だけが家にいた。両親は原告を捜し回っていたという。慰安婦をしていたことは誰にも言わず、結婚して光州に来たがとうとう子供ができなかつた。何度も殴られたために上海に居たころから目が見えにくくなり、今は一層ひどくなっている。心配事があつたり少し根をつめると目が回り頭がくらくなる。

(11) 原告は自分の人生を振り返って、哀れでならない。だまされて慰安婦にさせられ、暴力をふるわれ、病を残され、まわりのものには自分の体験をひた隠しにし、看病してくれる子供もいない。せめて日本国

が誠実に謝罪し賠償してくれればと思い、今回名乗り出て提訴する決心をしたのである。

[→HOME](#)